

関係参照条文

電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 管理区域並びに線量の限度及び測定（第三条—第九条）
- 第三章 外部放射線の防護（第十条—第二十一条）
- 第四章 汚染の防止
 - 第一節 放射性物質（事故由来放射性物質を除く。）に係る汚染の防止（第二十二條—第四十一条の二）
 - 第二節 事故由来放射性物質に係る汚染の防止（第四十一条の三—第四十一条の十）
- 第四章の二 特別な作業の管理（第四十一条の十一—第四十一条の十四）
- 第五章 緊急措置（第四十二条—第四十五条）
- 第六章 エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者（第四十六条—第五十二条の四の五）
- 第六章の二 特別の教育（第五十二条の五—第五十二条の九）
- 第七章 作業環境測定（第五十三条—第五十五条）
- 第八章 健康診断（第五十六条—第五十九条）
- 第九章 指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出等（第五十九条の二・第五十九条の三）
- 第十章 雑則（第六十条—第六十二条）

（管理区域の明示等）

- 第三条 放射線業務を行う事業の事業者（第六十二条を除き、以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によって明示しなければならない。
- 一 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が三月間につき一・三ミリシーベルトを超えるおそれのある区域
 - 二 放射性物質の表面密度が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えるおそれのある区域
- 2 前項第一号に規定する外部放射線による実効線量の算定は、一センチメートル線量当量によつて行うものとする。
- 3 第一項第一号に規定する空気中の放射性物質による実効線量の算定は、一・三ミリシーベルトに一週間の労働時間中における空気中の放射性物質の濃度の平均（一週間における労働時間が四十時間を超え、又は四十時間に満たないときは、一週間の労働時間中における空気中の放射性物質の濃度の平均に当該労働時間を四十時間で除して得た値を乗じて得た値。以下「週平均濃度」という。）の三月間における平均の厚生労働大臣が定める限度の十分の一に対する割合を乗じて行うものとする。

- 4 事業者は、必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
- 5 事業者は、管理区域内の見やすい場所に、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。

（照射筒等）

第十条 事業者は、エックス線装置（エックス線を発生させる装置で、令別表第二第二号の装置以外のものをいう。以下同じ。）のうち令第十三条第三項第二十二号に掲げるエックス線装置（以下「特定エックス線装置」という。）を使用するときは、利用線錐^{すい}の放射角がその使用の目的を達するために必要な角度を超えないようにするための照射筒又はしぼりを用いなければならない。ただし、照射筒又はしぼりを用いることにより特定エックス線装置の使用の目的が妨げられる場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、前項の照射筒及びしぼりについては、厚生労働大臣が定める規格を具備するものとしなければならない。

（ろ過板）

第十一条 事業者は、特定エックス線装置を使用するときは、ろ過板を用いなければならない。ただし、作業の性質上軟線を利用しなければならない場合又は労働者が軟線を受けるおそれがない場合には、この限りでない。

（間接撮影時の措置）

第十二条 事業者は、特定エックス線装置を用いて間接撮影を行うときは、次の措置を講じなければならない。ただし、エックス線の照射中に間接撮影の作業に従事する労働者の身体の一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合は、この限りでない。

- 一 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、エックス線照射野が受像面を超えないようにすること。
- 二 胸部集検用間接撮影エックス線装置及び医療用以外（以下「工業用等」という。）の特定エックス線装置については、受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気中の空気カーマ（次号において「空気カーマ」という。）が一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。
- 三 胸部集検用間接撮影エックス線装置及び工業用等の特定エックス線装置については、被照射体の周囲には、箱状の遮へい物を設け、その遮へい物から十センチメートルの距離における空気カーマが一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることを要しない。

- 一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形的場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。 前項第一号の措置
- 二 医療用の特定エックス線装置について、照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離（以下この号及び次条第二項第三号において「交点間距離」という。）の和がそれぞれ利用するエックス線管焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が利用するエックス線管焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。 前項第一号の措置
- 三 第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合 前項第二号及び第三号の措置
- 四 間接撮影の作業に従事する労働者が、照射時において、第三条の二第一項に規定する場所に容易に退避できる場合 前項第三号の措置

（透視時の措置）

第十三条 事業者は、特定エックス線装置を用いて透視を行うときは、次の措置を講じなければならない。ただし、エックス線の照射中に透視の作業に従事する労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合は、この限りでない。

- 一 透視の作業に従事する労働者が、作業位置で、エックス線の発生を止め、又はこれを遮へいすることができる設備を設けること。
- 二 定格管電流の二倍以上の電流がエックス線管に通じたときに、直ちに、エックス線管回路を開放位にする自動装置を設けること。
- 三 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、エックス線照射野が受像面を超えないようにすること。
- 四 利用線錐中の受像器を通過したエックス線の空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）が、医療用の特定エックス線装置については利用線錐中の受像器の接触可能表面から十センチメートルの距離において一五〇マイクログレイ毎時以下、工業用等の特定エックス線装置についてはエックス線管の焦点から一メートルの距離において一七・四マイクログレイ毎時以下になるようにすること。
- 五 透視時の最大受像面を三・〇センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、医療用の特定エックス線装置については当該部分の接触可能表面から十センチメートルの距離において一五〇マイクログレイ毎時以下、工業用等の特定エックス線装置についてはエックス線管の焦点から一メートルの距離において一七・四マイクログレイ毎時以下になるようにすること。

六 被照射体の周囲には、利用線^{すい}錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適当な設備を備えること。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることを要しない。

一 医療用の特定エックス線装置について、透視時間を積算することができ、かつ、透視中において、一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマーを設ける場合 前項第二号の措置

二 受像面が円形でエックス線照射野が矩形的の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。 前項第三号の措置

三 医療用の特定エックス線装置について、照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線における交点間距離の和がそれぞれ利用するエックス線管焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が利用するエックス線管焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。 前項第三号の措置

四 第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合 前項第四号から第六号までの措置

(標識の掲示)

第十四条 事業者は、次の表の上欄に掲げる装置又は機器については、その区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を明記した標識を当該装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい場所に掲げなければならない。

装置又は機器	掲示事項
サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置（以下「荷電粒子を加速する装置」という。）	装置の種類、放射線の種類及び最大エネルギー
放射性物質を装備している機器（次の項に掲げるものを除く。）	機器の種類、装備している放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量（単位ベクレル）、当該放射性物質を装備した年月日並びに所有者の氏名又は名称
放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十七号）第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器（これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。）	機器の種類並びに装備している放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量（単位ベクレル）

(放射線装置室)

第十五条 事業者は、次の装置又は機器（以下「放射線装置」という。）を設置するときは、専用の室（以下「放射線装置室」という。）を設け、その室内に設置しなければならない。ただし、その外側における外部放射線による一センチメートル線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時を超えないように遮へいされた構造の放射線装置を設置する場合又は放射線装置を随時移動させて使用しなければならない場合その他放射線装置を放射線装置室内に設置することが、著しく、使用の目的を妨げ、若しくは作業の性質上困難である場合には、この限りでない。

一 エックス線装置

二 荷電粒子を加速する装置

三 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置

四 放射性物質を装備している機器

2 事業者は、放射線装置室の入口に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。

3 第三条第四項の規定は、放射線装置室について準用する。

第十六条 削除

(警報装置等)

第十七条 事業者は、次の場合には、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。この場合において、その周知の方法は、その放射線装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき、又は管電圧百五十キロボルト以下のエックス線装置若しくは数量が四百ギガベクレル未満の放射性物質を装備している機器を使用するときを除き、自動警報装置によらなければならない。

一 エックス線装置又は荷電粒子を加速する装置に電力が供給されている場合

二 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置に電力が供給されている場合

三 放射性物質を装備している機器で照射している場合

2 事業者は、荷電粒子を加速する装置又は百テラベクレル以上の放射性物質を装備している機器を使用する放射線装置室の出入口で人が通常出入りするものには、インターロックを設けなければならない。

(立入禁止)

第十八条 事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、工業用等のエックス線装置又は放射性物質を装備している機器を放射線装置室以外の場所で使用するとき、そのエックス線管の焦点又は放射線源及び被照射体から五メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下の場所を除く。）に、作業に従事する者を立ち入らせてはならない。ただし、放射性物質を装

備している機器の線源容器内に放射線源が確実に収納され、かつ、シャッターを有する線源容器にあつては当該シャッターが閉鎖されている場合において、線源容器から放射線源を取り出すための準備作業、線源容器の点検作業その他必要な作業を行うために立ち入るときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、事業者が、撮影に使用する医療用のエックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合について準用する。この場合において、同項中「五メートル」とあるのは、「二メートル」と読み替えるものとする。
- 3 第三条第二項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。
- 4 事業者は、第一項の規定により作業に従事する者が立ち入ることを禁止されている場所を標識により明示しなければならない。

（透過写真の撮影時の措置等）

第十八条の二 事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置又は透過写真撮影用ガンマ線照射装置（ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるものをいう。以下同じ。）を放射線装置室以外の場所で使用する時（被ばくのおそれがないときを除く。）は、放射線を、作業に従事する者が立ち入らない方向に照射し、又は遮蔽する措置を講じなければならない。

（放射線源の取出し等）

第十八条の三 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置を使用するときは、放射線源送出し装置（操作器（ワイヤレリーズを繰り出し、及び巻き取る装置をいう。）、操作管（ワイヤレリーズを誘導する管をいう。）及び伝送管（放射線源及びワイヤレリーズを誘導する管をいう。以下同じ。）により構成され、放射線源を線源容器から繰り出し、及び線源容器に収納する装置をいう。以下同じ。）を用いなければならない線源容器から放射線源を取り出してはならない。

- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、放射線装置室内で透過写真撮影用ガンマ線照射装置を使用するときは、放射線源送出し装置以外の遠隔操作装置を用いて線源容器から放射線源を取り出すことができる。

第十八条の四 事業者は、放射線源送出し装置を有する透過写真撮影用ガンマ線照射装置を使用するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 伝送管の移動は、放射線源を線源容器に確実に収納し、かつ、シャッターを有する線源容器にあつては当該シャッターを閉鎖した後行うこと。
- 二 利用線錐^{すい}の放射角が当該装置の使用の目的を達するために必要な角度を超えないようにし、かつ、利用線錐^{すい}以外のガンマ線の空気カーマ率をできるだけ小さくするためのコリメーター等を用いること。ただし、コリメーター等を用いることにより当該装置の使用の目的が妨げられる場合は、この限りでない。

(定期自主検査)

第十八条の五 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、一月以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しない当該装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 線源容器のシャッター及びこれを開閉するための装置の異常の有無
- 二 放射線源のホルダーの固定装置の異常の有無
- 三 放射線源送出し装置を有するものにあつては、当該装置と線源容器との接続部の異常の有無
- 四 放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置を有するものにあつては、当該装置の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第十八条の六 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、六月以内ごとに一回、定期に、線源容器のしゃへい能力の異常の有無について自主検査を行わなければならない。ただし、六月を超える期間使用しない当該装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、線源容器のしゃへい能力の異常の有無について自主検査を行わなければならない。

(記録)

第十八条の七 事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(点検)

第十八条の八 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置を初めて使用するとき、当該装置を分解して改造若しくは修理を行つたとき、又は当該装置に使用する放射線源を交換したときは、第十八条の五第一項各号に掲げる事項及び線源容器のしゃへい能力の異常の有無について点検を行わなければならない。

(補修等)

第十八条の九 事業者は、第十八条の五若しくは第十八条の六の定期自主検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならない。

（放射線源の収納）

第十八条の十 事業者は、第四十二条第一項第四号の事故が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業に労働者を従事させるときは、遮蔽物を設ける等の措置を講じ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、遮蔽物を設ける等の措置を講じ、かつ鉗子等を使用することにより当該作業に従事する者と放射線源との間に適当な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならない。

（放射線源の点検等）

第十九条 事業者は、放射性物質を装備している機器を移動させて使用したときは、使用後直ちに及びその日の作業の終了後当該機器を格納する際に、その放射線源が紛失し、漏れ、又はこぼれていないかどうか、線源容器を有する当該機器にあつては放射線源が確実に当該容器に収納されているかどうか及びシャッターを有する線源容器にあつては当該シャッターが確実に閉鎖されているかどうかを放射線測定器を用いて点検しなければならない。

2 前項の点検により放射線源が紛失し、漏れ、若しくはこぼれていること、放射線源が確実に線源容器に収納されていないこと又は線源容器のシャッターが確実に閉鎖されていないことが判明した場合には、放射線源の探査、当該容器の修理その他放射線による労働者の健康障害の防止に必要な措置を講じなければならない。

第二十条及び第二十一条 削除

（退避）

第四十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その事故によつて受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、作業に従事する者を退避させなければならない。

- 一 第三条の二第一項の規定により設けられた遮蔽物が放射性物質の取扱い中に破損した場合又は放射線の照射中に破損し、かつ、その照射を直ちに停止することが困難な場合
- 二 第三条の二第一項の規定により設けられた局所排気装置又は発散源を密閉する設備が故障、破損等によりその機能を失つた場合
- 三 放射性物質が多量に漏れ、こぼれ、又は逸散した場合
- 四 放射性物質を装備している機器の放射線源が線源容器から脱落した場合又は放

射線源送出し装置若しくは放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の故障により線源容器の外に送り出した放射線源を線源容器に収納することができなくなった場合

五 前各号に掲げる場合のほか、不測の事態が生じた場合

- 2 事業者は、前項の区域を標識によつて明示しなければならない。
- 3 事業者は、作業に従事する者を第一項の区域に立ち入らせてはならない。ただし、緊急作業に従事する者については、この限りでない。

(事故に関する報告)

第四十三条 事業者は、前条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

(診察等)

第四十四条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する労働者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

- 一 第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき同項の区域内にいた者
- 二 第四条第一項又は第五条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者
- 三 放射性物質を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した者
- 四 洗身等により汚染を別表第三に掲げる限度の十分の一（第四十一条の十第二項に規定する場合にあつては、別表第三に掲げる限度）以下にすることができない者

五 傷創部が汚染された者

- 2 事業者は、前項各号のいずれかに該当する労働者があるときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下この項及び次条第四項において「放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、放射線業務等に従事する者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

(事故に関する測定及び記録)

第四十五条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じたときは、労働者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた実効線量、眼の水晶体及び皮膚の等価線量並びに次の事項を記録し、これを五年間保存しなければならない。

- 一 事故の発生した日時及び場所
- 二 事故の原因及び状況

三 放射線による障害の発生状況

四 事業者が採った応急の措置

- 2 事業者は、前項に規定する労働者で、同項の実効線量又は等価線量が明らかでないものについては、第四十二条第一項の区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により前項の実効線量又は等価線量を算出しなければならない。
- 3 前項の線量当量率は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。
- 4 事業者は、放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第一項に規定する区域が生じた場合であつて、放射線業務等に従事する者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた同項の実効線量又は等価線量が明らかでないときは、第四十二条第一項の区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により第一項の実効線量又は等価線量を算出する必要がある旨を周知させなければならない。
- 5 事業者は、前項の請負人に対し、同項の線量当量率を放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる旨を周知させなければならない。

(エックス線作業主任者の選任)

第四十六条 事業者は、令第六条第五号に掲げる作業については、エックス線作業主任者免許を受けた者のうちから、管理区域ごとに、エックス線作業主任者を選任しなければならない。

(エックス線作業主任者の職務)

第四十七条 事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 第三条第一項又は第十八条第四項の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
- 二 第十条第一項の照射筒若しくははしぼり又は第十一条のろ過板が適切に使用されるように措置すること。
- 三 第十二条各号若しくは第十三条各号に掲げる措置又は第十八条の二に規定する措置を講ずること。
- 四 前二号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。
- 五 第十七条第一項の措置がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- 六 照射開始前及び照射中、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

七 第八条第三項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。

(エックス線作業主任者免許)

第四十八条 エックス線作業主任者免許は、エックス線作業主任者免許試験に合格した者のほか次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

- 一 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項の免許を受けた者
- 二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付を受けた者
- 三 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者

(エックス線作業主任者免許の欠格事由)

第四十九条 エックス線作業主任者免許に係る法第七十二条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、満十八歳に満たない者とする。

(エックス線作業主任者免許試験の試験科目等)

第五十条 エックス線作業主任者免許試験は、次の試験科目について、学科試験によつて行なう。

- 一 エックス線の管理に関する知識
- 二 エックス線の測定に関する知識
- 三 エックス線の生体に与える影響に関する知識
- 四 関係法令

(エックス線作業主任者免許試験の試験科目の免除)

第五十一条 都道府県労働局長は、次の各号に掲げる者に対し、エックス線作業主任者免許試験の試験科目のうち、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除することができる。

- 一 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第二種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者 前条第二号及び第三号に掲げる試験科目
- 二 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者 前条第三号に掲げる試験科目

(エックス線作業主任者免許試験の細目)

第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第七十一条及び前二条に定めるもののほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(透過写真撮影業務に係る特別の教育)

第五十二条の五 事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

- 一 透過写真の撮影の作業の方法
- 二 エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法
- 三 電離放射線の生体に与える影響
- 四 関係法令

2 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（作業主任者）

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

（安全管理者等に対する教育等）

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

(譲渡等の制限等)

第四十二条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

(安全衛生教育)

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときには、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前三項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）（抄）

（作業主任者を選任すべき作業）

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

五 別表第二第一号又は第三号に掲げる放射線業務に係る作業（医療用又は波高値による定格管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発生させる装置（同表第二号の装置を除く。以下「エックス線装置」という。）を使用するものを除く。）

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第十三条 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

2 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

二十二 波高値による定格管電圧が十キロボルト以上のエックス線装置（エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用の都度組み立てるもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。）

別表第二 放射線業務（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

一 エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務

二 サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。第五号において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務

三 エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務

四 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務

五 前号に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは第二号に規定する装置から発生した電離放射線によつて汚染された物の取扱いの業務

六 原子炉の運転の業務

七 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第三号に規定する核原料物質をいう。）の掘採の業務

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号） （抄）

（安全装置等の有効保持）

第二十八条 事業者は、法及びこれに基づく命令により設けた安全装置、覆い、囲い等（以下「安全装置等」という。）が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行なわなければならない。

第二十九条 労働者は、安全装置等について、次の事項を守らなければならない。

- 一 安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせないこと。
- 二 臨時に安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせる必要があるときは、あらかじめ、事業者の許可を受けること。
- 三 前号の許可を受けて安全装置等を取りはずし、又はその機能を失わせたときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれを原状に復しておくこと。
- 四 安全装置等が取りはずされ、又はその機能を失つたことを発見したときは、すみやかに、その旨を事業者に申し出ること。

2 事業者は、労働者から前項第四号の規定による申出があつたときは、すみやかに、適切な措置を講じなければならない。

（特別教育を必要とする業務）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

二十八 エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務

（特別教育の科目の省略）

第三十七条 事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

（特別教育の記録の保存）

第三十八条 事業者は、特別教育を行なつたときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかななければならない。

エックス線作業主任者免許試験規程(昭和 47 年労働省告示第 131 号)

(免許試験)

第一条 エックス線作業主任者免許試験(以下「免許試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行なう。

試験科目	範囲
エックス線の管理に関する知識	エックス線を発生させる装置(荷電粒子を加速する装置を除く。)の原理(電気に関する原理を含む。)、構造及び取扱い エックス線の物理 エックス線による健康障害の防止
エックス線の測定に関する知識	エックス線に関する測定の単位 放射線に関する測定器及び被ばく線量測定用具の原理、構造及び取扱い
エックス線の生体に与える影響に関する知識	エックス線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響
関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)及び電離放射線障害防止規則中の関係条項 エックス線装置構造規格(昭和四十七年労働省告示第百四十九号)

(実施方法)

第二条 免許試験は、筆記試験によつて行なう。

2 免許試験の試験時間は、一科目について一時間とする。

(細目)

第三条 前二条に定めるもののほか、免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成6年労働省告示第65号）

（講師）

第一条 有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習及び特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「技能講習」と総称する。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十一号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（講習科目の範囲及び時間）

第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲				講習時間
	有機溶剤作業主任者技能講習	鉛作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習をいう。以下同じ。）を除く。）	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	
健康障害及びその予防措置に関する知識	有機溶剤による健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	鉛中毒の病理、症状、予防方法及び応急措置	特定化学物質による健康障害及び四アルキル鉛中毒の病理、症状、予防方法及び応急措置	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習にあつては一時間）

作業環境の改善方法に関する知識	有機溶剤の性質 有機溶剤の製造及び取扱いに係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	鉛の性質 鉛に係る設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	特定化学物質及び四アルキル鉛の性質 特定化学物質の製造又は取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	溶接ヒュームの性質 金属アーク溶接等作業(金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業をいう。以下同じ。)に係る器具その他の設備の管理 作業環境の評価及び改善の方法	四時間(鉛作業主任者技能講習にあっては三時間、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習にあっては二時間)
保護具に関する知識	有機溶剤の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	鉛に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	特定化学物質の製造又は取扱い及び四アルキル鉛等業務に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	金属アーク溶接等作業に係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理	二時間(鉛作業主任者技能講習にあっては一時間)
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)及び労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 鉛中毒予防規則	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 特定化学物質障害予防規則 四ア	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項 特定化学物質障害予防規則	二時間(鉛作業主任者技能講習にあっては三時間、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習にあっては一時間)

	二号)中の関係条項 有機溶剤中毒予防規則		ルキル鉛中毒予防規則		
--	----------------------	--	------------	--	--

2 前項の技能講習は、おおむね百人以内の受講者を一単位として行うものとする。

(修了試験)

第三条 技能講習においては、修了試験を行うものとする。

2 前項の修了試験は、講習科目について、筆記試験又は口述試験によって行う。

3 前項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。

透過写真撮影業務特別教育規程(昭和 50 年労働省告示第 50 号)

電離放射線障害防止規則第五十二条の五第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
透過写真の撮影の作業の方法	作業の手順 電離放射線の測定 被ばく防止の方法 事故時の措置	一時間三十分
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法	エックス線装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの エックス線装置の原理 エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能 エックス線装置の操作及び点検	一時間三十分
	ガンマ線照射装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式 線源容器の構造及び機能 放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能 放射線源の構造及び放射性物質の性質 ガンマ線照射装置の操作及び点検	一時間三十分
電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	三十分
関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	一時間

核燃料物質等取扱業務特別教育規程（平成 12 年労働省告示第 1 号）

（加工施設等において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育）

第一条 電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第五十二条の六第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状（臨界に関することを含む。）核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の種類及び性状	一時間
加工施設、再処理施設又は使用施設等における作業の方法に関する知識	加工施設の管理区域内において、核燃料物質又はこれによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 管理区域に関すること 核燃料物質又はこれによって汚染された物の加工、運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序（偶発的な臨界の防止に関することを含む。）核燃料物質によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	一時間三十分
	再処理施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 管理区域に関すること 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の再処理、運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序（偶発的な臨界の防止に関することを含む。）核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	一時間三十分

	使用施設等の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 管理区域に関すること 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の使用、運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序(偶発的な臨界の防止に関することを含む。) 核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	一時間三十分
加工施設、再処理施設又は使用施設等に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	加工施設の管理区域内において、核燃料物質又はこれによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 加工設備、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	一時間三十分
	再処理施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 再処理設備、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	一時間三十分
	使用施設等の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 放射線遮へいのための設備、気密設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	一時間三十分
電離放射線の生体を与える影響	電離放射線の種類及び性質 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	三十分
関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)及び電離則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
加工施設、再処理施設又は使用施設等における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い	加工施設の管理区域内において、核燃料物質又はこれによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 管理区域への立入り及び退去の手順 核燃料物質又はこれによって汚染された物の加工、運搬、貯蔵及び廃棄の作業(偶発的な臨界の防止に関することを含む。) 核燃料物質によって汚染された設備の保守及び点検の作業 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去 加工設備、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い 異常な事態が発生した場合における応急の措置	二時間
	再処理施設の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 管理区域への立入り及び退去の手順 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の再処理、運搬、貯蔵及び廃棄の作業(偶発的な臨界の防止に関することを含む。) 核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去 再処理設備、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い 異常な事態が発生した場合における応急の措置	二時間
	使用施設等の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの 管理区域への立入り及び退去の手順 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の使用、運搬、貯蔵及び廃棄の作業(偶発的な臨界の防止に関することを含む。) 核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 外部放射線による線量当量率及び空気中	二時間

	の放射性物質の濃度の監視 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去 放射線遮へいのための設備、気密設備及びその他の設備の取扱い 異常な事態が発生した場合における応急の措置	
--	--	--

(原子炉施設において核燃料物質等を取り扱う業務に係る特別の教育)

第二条 電離則第五十二条の七第一項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	三十分
原子炉施設における作業の方法に関する知識	管理区域に関すること 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序 核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法 異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	一時間三十分
原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	一時間三十分
電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質 電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	三十分
関係法令	法、令、安衛則及び電離則中の関係条項	一時間

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い	管理区域への立入り及び退去の手順 核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業 核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業 外部放射線によ	二時間

	る線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い 異常な事態が発生した場合における応急の措置	
--	--	--

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針

(平成元年五月二二日)

(能力向上教育指針公示第一号)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五七号)第一九条の二第二項の規定に基づき、労働災害の防止のための業務に従事する者に対する当該業務に関する能力の向上を図るための教育に関する指針を次のとおり公表する。

- 1 名称 労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針
- 2 趣旨 この指針は、労働安全衛生法第一九条の二第一項の規定により事業者が安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対して行う、当該業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等について、教育の内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。
- 3 内容の閲覧 内容は、労働省労働基準局安全衛生部安全課及び労働衛生課並びに都道府県労働基準局安全衛生課(北海道労働基準局、東京労働基準局、神奈川労働基準局、愛知労働基準局、大阪労働基準局、兵庫労働基準局及び福岡労働基準局にあつては、安全課及び労働衛生課)において閲覧に供する。

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針

I 趣旨

この指針は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五七号)第一九条の二第二項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害防止のための業務に従事する者(以下「安全衛生業務従事者」という。)に対して行う、当該業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等(以下「能力向上教育」という。)について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。

事業者は、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない。

II 教育の対象者及び種類

1 対象者

次に掲げる者とする。

(1) 安全管理者

- (2) 衛生管理者
- (3) 安全衛生推進者
- (4) 衛生推進者
- (5) 作業主任者
- (6) 元方安全衛生管理者
- (7) 店社安全衛生管理者
- (8) その他の安全衛生業務従事者

2 種類

1に掲げる者が初めて当該業務に従事することになった時に実施する能力向上教育(以下「初任時教育」という。)並びに1に掲げる者が当該業務に従事することになった後、一定期間ごとに実施する能力向上教育(以下「定期教育」という。)及び当該事業場において機械設備等に大幅な変更があつた時に実施する能力向上教育(以下「随時教育」という。)とする。

Ⅲ 能力向上教育の内容、時間、方法及び講師

1 内容及び時間

(1) 内容

- イ 初任時教育……当該業務に関する全般的事項
- ロ 定期教育及び随時教育…労働災害の動向、社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項

(2) 時間

原則として一日程度とする。

なお、能力向上教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラムによるものとする。

2 方法

講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方法とする。

3 講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

Ⅳ 推進体制の整備等

1 能力向上教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ能力向上教育の実施に当たつて実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2 事業者は、実施した能力向上教育の記録を個人別に保存するものとする。

3 能力向上教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

別表

安全衛生業務従事者に対する能力向上教育カリキュラム

- 1 安全管理者能力向上教育(定期又は随時)
- 2 安全衛生推進者能力向上教育(初任時)
- 3 ガス溶接作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 4 林業架線作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 5 ボイラー取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 6 木材加工用機械作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 7 プレス機械作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 8 乾燥設備作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 9 採石のための掘削作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 10 船内荷役作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 11 足場の組立て等作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 12 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 13 普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 14 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 15 衛生管理者能力向上教育(初任時)
- 16 衛生管理者能力向上教育(定期又は随時)
- 17 特定化学物質作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 18 鉛作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 19 有機溶剤作業主任者能力向上教育(定期又は随時)
- 20 店社安全衛生管理者能力向上教育(初任時)
- 1 安全管理者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近における安全管理上の問題とその対策	(1) 労働災害の現況 (2) 技術の進歩に伴う問題とその対策 (3) 就業形態等の変化に伴う問題とその対策	1.5
2 最近における安全管理手法の知識	(1) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。) (2) 教育及び指導の手法 (3) その他最新の安全管理手法	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令	2.5
計		7.0

2 安全衛生推進者能力向上教育(初任時)

科目	範囲	時間
1 安全衛生管理の進め方	(1) 安全衛生推進者の役割と職務 (2) 労働衛生管理 (3) 労働災害の原因の調査と再発防止対策	3.0

2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	(1) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2.0
3 安全衛生教育	(1) 安全衛生教育の方法 (2) 作業標準の作成と周知	1.0
4 関係法令	(1) 労働安全衛生法令	1.0
計		7.0

3 ガス溶接作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近のガス溶接作業の特徴	(1) ガス集合溶接装置等の構造上の特徴 (2) 各種溶接・溶断作業の特徴	1.0
2 ガス溶接作業の安全化とガス集合溶接装置等の保守管理	(1) ガス溶接作業の安全化 (2) ガス集合溶接装置等の安全化 (3) ガス集合溶接装置等の保守と点検	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちガス溶接作業に関する条項	2.0
計		6.0

4 林業架線作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近の林業架線作業の特徴	(1) 機械集材装置及び運材索道の構造上の特徴 (2) 索張方式の特徴 (3) ワイヤロープ等の種類と特徴	2.0
2 林業架線作業の安全化と機械集材装置等の保守	(1) 林業架線作業の安全化 (2) 機械集材装置及び運材索道の保守と点検	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち林業架線作業に関する条項	2.0
計		6.0

5 ボイラー取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近のボイラーの特徴	(1) ボイラーの構造上の特徴 (2) 制御方式の特徴	2.0
2 ボイラーの運転管理と保守管理	(1) 水管理 (2) 燃料と燃焼管理 (3) 保守管理	4.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちボイラーに関する条項	1.0

計		7.0
---	--	-----

6 木材加工用機械作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近の木材加工用機械作業の特徴	(1) 木材加工用機械の構造上の特徴 (2) 安全装置の種類と特徴	3.0
2 木材加工用機械作業の安全化と木材加工用機械等の保守	(1) 木材加工用機械作業の安全化 (2) 木材加工用機械及び安全装置等の保守と点検	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち木材加工用機械に関する条項	2.0
計		7.0

7 プレス機械作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近のプレス機械作業の特徴	(1) プレス機械の構造上の特徴 (2) 本質安全化の動き (3) 安全装置の種類と特徴 (4) 安全装置の選定と使用方法	3.0
2 プレス機械作業の安全化とプレス機械等の保守	(1) プレス機械作業の安全化 (2) プレス機械及び安全装置等の故障診断と異常時の処置	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうちプレス機械に関する条項	2.0
計		7.0

8 乾燥設備作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近の乾燥作業の特徴	(1) 乾燥設備の構造上の特徴 (2) 乾燥の方法の特徴 (3) 安全装置の種類と特徴	2.0
2 乾燥作業の安全化並びに乾燥設備及びその附属設備の保守・点検	(1) 乾燥作業の安全化 (2) 危険物の乾燥作業についての留意点 (3) 乾燥設備及びその附属設備の保守・点検	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち乾燥設備に関する条項	2.0
計		7.0

9 採石のための掘削作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
----	----	----

1 最近の岩石の掘削方法の特徴	(1) 掘削方法の特徴 (2) 運搬方法の特徴	1.5
2 掘削作業の安全化と機械設備等の保守・点検	(1) 掘削作業の安全化 (2) 作業箇所の点検及び機械設備の点検・整備	3.5
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち採石作業に関する条項	2.0
計		7.0

10 船内荷役作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近の船内荷役作業の特徴	(1) 船舶、船内荷役機械等の構造上の特徴 (2) 各種荷役方法の特徴 (3) 各種玉掛け用具の特徴	2.0
2 船内荷役作業の安全化と船内荷役機械等の保守	(1) 船内荷役作業の安全化 (2) 危険・有害物の取扱い方法 (3) 船内荷役機械等の保守と点検	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち船内荷役に関する条項	2.0
計		7.0

11 足場の組立て等作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理	(1) 足場、部材等の特徴 (2) 部材等の選択と管理	1.0
2 足場の組立て等の安全施工と保守管理	(1) 足場の強度計算の方法 (2) 組立て等の基本的事項と留意事項 (3) 組立て後の保守管理	4.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等に関する条項	2.0
計		7.0

12 木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴	(1) 作業方法の特徴 (2) 足場その他の仮設設備の特徴	2.0
2 木造建築物の組立て等の作業の安全化と工所用機械設備の保守管理	(1) 木造建築物の組立て等の作業の安全 (2) 足場その他の仮設設備の保守管理 (3) 木材加工用機械その他の機械設備の点検・整備	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち木造建築物の組立て等に関する条項	3.0

計		7.0
---	--	-----

13 普通第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近の第一種圧力容器の特徴	(1) 第一種圧力容器の構造上の特徴 (2) 材料の種類と特徴 (3) 計装及び制御方式の特徴	2.0
2 第一種圧力容器の取扱いと保守	(1) 取扱上の留意点 (2) 保守と点検	2.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち第一種圧力容器に関する条項	2.0
計		6.0

14 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者能力向上教育(定期又は随時)

科目	範囲	時間
1 最近の第一種圧力容器の特徴	(1) 第一種圧力容器の構造上の特徴 (2) 材料の種類と特徴 (3) 計装及び制御方式の特徴	2.0
2 第一種圧力容器の取扱いと保守	(1) 取扱上の留意点 (2) 危険物と化学反応 (3) 保守と点検	3.0
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) 労働安全衛生法令のうち第一種圧力容器に関する条項	2.0
計		7.0

15 衛生管理者能力向上教育(初任時)

科目	範囲	時間
1 労働衛生管理の進め方	(1) 労働衛生管理体制における衛生管理者の役割 (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (3) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動 (4) 職場巡視 (5) 健康障害発生原因の調査 (6) 産業医等安全衛生管理者との連携 (7) 法定の届出、報告書等の作成 (8) 労働衛生統計等労働衛生関係基礎資料の作成及び活用	4.5 (2.5)
2 作業環境管理	(1) 作業環境測定及び評価 (2) 局所排気装置等労働衛生関係施設の点検	1.0 (0.5)

	(3) 一般作業環境の点検	
3 作業管理	(1) 作業標準の活用 (2) 労働衛生保護具の適正使用及び保守管理	1.0 (0.5)
4 健康管理	(1) 健康診断及び面接指導等の対象者の把握、実施結果の記録及び保存並びに実施結果に基づく事後措置等 (2) メンタルヘルス対策 (3) 健康の保持増進の進め方 (4) 救急処置	2.5 (2.0)
5 労働衛生教育	(1) 教育の進め方	1.0 (1.0)
6 災害事例及び関係法令	(1) 健康障害発生事例及びその防止対策 (2) 労働衛生関係法令	2.0 (1.0)
計		12.0 (7.5)